

専門家の協働によるチーム支援の在り方（Ⅱ）

教育相談センター 教育相談課

荒木直則 澤田聡恵 田中悦博

学校教育相談における「チーム学校」の有用性について、教育相談センターのサポートチームの実践を通して研究を行った。複雑化した子どもの学校不適応に対しては、学校教育相談体制を確立するとともに教員自らの教育相談の力量向上が不可欠であるため、スクールカウンセラー（以後、「SC」と略す。）、スクールソーシャルワーカー（以後、「SSW」と略す。）の協働によって、専門的で多様な視点で課題を見立てるスキルの向上を図り、多様な意見をいかに集約し且つ効率的に問題解決方法を導き出すかを考えた。また、学校現場における教育相談活動において専門家の協働によるケース会議を機能的にコーディネートすることによって迅速に多様な支援方法を決定することが可能であると考えた。さらに、当センターの専門家チームは学校危機に対応した支援を行い、迅速に対応できるように相談センターの緊急支援体制について検討し精度を高めた。

〈キーワード〉 協働、チーム学校、機能的なコーディネート

I はじめに

中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月21日の答申）において、「子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子供たちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できない。学校現場で、より効果的に対応していくためには、教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラー（SC）や福祉の専門家であるソーシャルワーカー（SSW）を活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。」と提言されている。

当センターにおいても昨年度より学校サポートチームを設置し、教員、SC、SSWの協働による「チーム学校」の効果的な協働体制、運用についての3年研究を始め、今年度は研究の2年目となる。

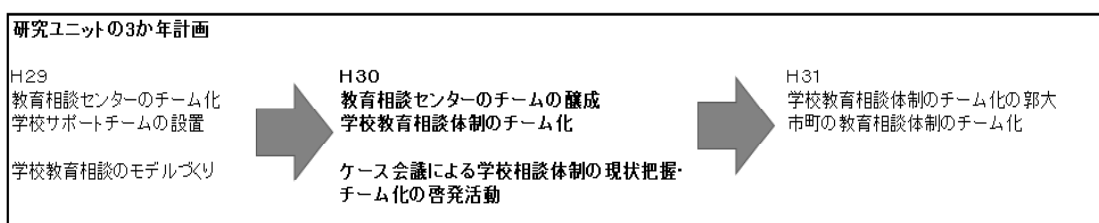
1年目は、教育相談センターの相談体制のチーム化を図るため、専門家の職務の十分な把握、効果的な連携の方法を考えながら、教員が三者の視点やパワーバランスの配分を見極め、どのようなコーディネートをおこない、効果的な協働の在り方や具体的な問題解決方法を醸成する1年目であった。

本年度は「情報収集」「アセスメント」「ファシリテーション」の3機能のスキルアップを、センターにおける来所相談、学校支援を行う訪問研修、放課後セッションなどの通して学校の実情にあわせたチーム支援体制の構築の在り方の検証を学校と協働しながら実践的に行った。「情報収集」「アセスメント」については、来所面談における専門家との陪席を行い、教育、心理、福祉からなる個々の専門的な観点から「見立て」「手立て」を検討することとした。勤務日時の関係で専門家が陪席できない場合においては後日のミニカンファレンスの実施、難解な案件においては、複数のSCやSSW参加によるカンファレンスを実施するなど多様な視点及びそれぞれの立場からの経験を生かした「見立て」「手立て」を検討することによりこれら2つの機能のスキル向上に努めた。「ファシリテーション」については、毎週行う当センターでの事例検討会や放課後セッションを通してコーディネート力の向上と共に研鑽を積んだ。

学校サポートチームの活用実績は、平成29年度261件、平成30年度1月末現在で184件である。当セン

ターのサポートチームに最も求められるニーズとしては、コーディネーターとしての役割が大部分であるが、現場の「チーム学校」が問題解決に至らない要因として「情報収集」「アセスメント」の力量不足がある。同時に、家庭要因の問題も増加しているため、学校が関われる範疇を超え、学校のみでの問題解決には手詰まりがあり、解決に苦慮している。このことは、学校における「チーム学校」が、SCやSSWなどの外部の専門家を十分に機能させていない現状が要因として考えられる。学校のみが問題へのアプローチするのではなく、外部の専門家からの問題への働きかけ、視点が必要な場合もあることが明らかに考えられる。専門家とどのように協働し、解決策を導き出していくかは、コーディネーター力が重要になってくる。

当センターは、学校サポートチームとして直接学校に赴き、「チーム学校」を支援することにより問題解決の不足部分を明確に示すことができた。教育相談体制のモデルとして引き続き醸成し、学校現場への啓発を行わなければならないと考える。この研究においては、今年度学校サポートチームとして関わった実践について、①SC、SSWの活用、②教育相談コーディネーターの機能、③ケース会議を軸とした教育相談活動をどのように調整したかの視点から検証し、学校現場への普及の課題を明確にしていきたい。



また、当センターの学校サポートチームの役割として、学校危機への緊急対応がある。児童・生徒の生命に関わる事件、事故や災害等で学校関係者に多数の被害が出た場合に対応するものである。昨年度、想定される学校危機に対する学校サポートチームの緊急対応のチェックシートを作成し、より効果的かつ迅速、適切な対応をするために、当センターが行う学校への緊急支援について検討した。

Ⅱ 研究の目標

SC、SSWなどの専門家との協働によって教員の教育相談の力量向上が実感でき、課題解決できるチーム支援の在り方を実践研究する。また、教育相談コーディネーターを核とするチーム支援による学校教育相談体制を構築し、それらが機能するための取組について研究し、各学校の教育相談の充実を図る。

Ⅲ 研究の方法

学校教育相談体制の現状の検証と構築に向けての取組みの考察

- ① 学校支援のための訪問研修や学校サポートチームの取組みについて
- ② 学校危機に対応する緊急支援について

Ⅳ 研究の内容等

1 チームで機能するための教育相談体制

相談センターでは、平成29年度に「学校サポートチーム」の設置要項を作成し、教員、SC、SSWの協働による「学校サポートチーム」の活動を開始した。「学校サポートチーム」の派遣業務は以下にある。

- (1) 生命に関わる事件、事故により学校が危機的な状況にある場合
 (2) いじめや不登校などの個別の事案において、学校が対応に苦慮している場合
 (3) その他の事案で、学校、教育委員会等が派遣を要請した場合

「学校サポートチーム」は、要請を受けると支援を行う学校において「情報収集」「アセスメント」「ファシリテーション」の何が課題であるか、役割分担をどうしていくかを明確にし、教員がファシリテーターとなり機能的にコーディネートしながら学校教育相談体制のチーム化を図る。

(1) SC、SSWの機能的な活用

「学校サポートチーム」の活動実績の平成29年度261件、平成30年度184件のうち、SCやSSWが直接介入した事案は年平均約40%であった。SCやSSWの専門性が有効に機能するのは「アセスメント」である。サポートチームは要請があると初期情報を分析し、「情報収集」が不足している場合は、まず所員が必要な情報収集を提案する。その後専門家同席でケース会議を開き、学校のチーム支援を構築していく。すでに十分な「情報収集」がされている場合は、初動から専門家同席でチーム支援を構築していく。「学校サポートチーム」のSCやSSWは、より重篤な案件においては直接介入していくが、すべての案件に継続的に支援を続けるには限度がある。よって2年目の研究では、各学校にすでに配置されているSCやSSWを効果的に活用していく点に焦点を絞り課題を検証した。

(2) 教育相談コーディネーターの機能

教員、SCやSSWの協働により多様な視点から物事をとらえることが可能になる。課題としては専門性にもとづき異なる価値観をいかに合意形成を図るには、核となるコーディネーターが必要である。そこで、コーディネートの観点を明確にするために、まず学校教育相談体制の課題を検証、整理する。

① 学校教育相談体制の現状

●学校教育相談体制が未整備の学校

- ・不登校や問題行動等の問題で校内に気軽に相談する教員がいない
- ・校務分掌の中に教育相談担当分掌が位置づけられていない
- ・不登校や問題行動等に関する必要な個人情報が収集できていない
- ・ケース会議が開かれたことがない

●学校教育相談体制が組織化しているが機能していない学校

- ・教育相談に関する活動方針はあるが、年間計画に基づいた活動は行われていない
- ・校務分掌の中に教育相談担当分掌が位置づけられている
- ・年に1回以上、教育相談に関する職員全体研修が行われている
- ・教育相談に関する会議が定期的に行われている

●学校教育相談体制が整備されている学校

- ・必要に応じてケース会議が行われている
- ・不登校や問題行動等に関する個人情報が収集できている
- ・年度初めに気になる児童生徒の個人情報の引き継ぎが的確に行われている
- ・年度末に教育相談活動の総括が行われ、次年度にむけての方向性が出されている
- ・必要に応じて、専門家や外部機関との連携がとれている

② 教育相談コーディネーターの役割

学校教育相談体制の構築には、教育相談コーディネーターの果たす役割が大きいと考えている。コーディネーターの役割として、大きくは次のア～エの4つを挙げることができる。

ア：カウンセリング（聴き役）

児童生徒や保護者の思いを受け止め、信頼関係を築くことが最も大切である。また、教員へは、不

登校や不適応の児童生徒の対応についてコンサルテーションを行い、課題解決に向けて援助する。

イ：コーディネーション(連絡調整役)

校外のリソース(援助資源)を有効に活用して、関係者と専門家(SC)及び各関係機関をつなげるとともに、連携を図る。

ウ：プロモーション(推進役)

担任が一人で問題を抱え込んだり、教育相談担当者だけで支援に関わるのではなく、学校全体で一人一人の児童生徒を支援するための体制を整備し、教員のスキルアップを図るために研修や啓発を進めていく。

エ：インテグレーション(統合・定着役)

校内における教育相談活動が、組織として円滑に機能しているかどうかを点検し、学校教育相談体制として明確に位置付けられたその活動を定着させていく。

次に、コーディネーターの具体的な取組を以下に挙げる。

- ・実態把握をするための担当者（部や係など）会議の実施
- ・支援の計画・立案(ケース会議などの調整)
- ・SCやSSWとの連絡調整
- ・関係外部機関との連絡調整
- ・研修の計画や相談だよりを発行するなどの啓発活動
- ・教育相談関係の情報資料の整備や管理

③ ①②をふまえ、各段階における取組のポイントは以下ようになる。サポートチームが介入した事案で学校教育相談体制が未整備の学校はほとんど見られないが、機能の段階で苦慮している学校は多い。

●学校教育相談体制が未整備の学校

まず教育相談コーディネーターを位置づける。そして、コーディネーターは、自分自身が無理なくできることから始め、教育相談の輪を教員間で少しずつ広めていく。可能なら、教育相談の効用も教員間に広げる。

【取組事項】

- ・職員室がタイムリーに情報交換ができる場と捉え、気になる児童生徒の様子について周囲の教員に気軽に相談をする。また、経験豊富な先生から適切な助言をしてもらう。
- ・担任が一人で抱え込むことのないように、風通しの良い開かれた職員室の雰囲気づくりを教員一人ひとりが心がける。
- ・学級担任は、日頃から児童生徒と気軽に話ができる関係をつくっておく。具体的には、学級会やホームルーム活動を通して、ピアサポートなどの効果的なエクササイズを計画的に行い、学級内で子どもたちの人間関係づくりを行う。
- ・可能な範囲で関係者が集まり、簡単なケース会議を開く。
- ・学級担任が不登校児童生徒の対応に当たり、関わりのもてる教員が保護者を支えるなど、役割を分担化する。
- ・学級担任の個人的な取組が学年に広がるように取組資料等を公開する。

●学校教育相談体制が組織化しているが機能していない学校

コーディネーターが核となって実践活動を積み重ね、教員間の共通理解を図る。

【取組事項】

- ・不登校児童生徒に関する情報を収集し、個人資料を作成する。
- ・年度初めに教育相談担当者が中心となって、気になる児童生徒に関する個人情報の引き継ぎを新学級担任に対して行う。

- ・気がかりな児童生徒や不登校児童生徒についての簡単なケース会議を学年単位で実施し、アセスメント（見立て）とプランニング（手立て）を行い効果的な支援を探る。
- ・学校の年間計画に基づいた人間関係づくりに関する学級活動やホームルーム活動をコーディネーターが企画し、実施する。
- ・不登校児童生徒の実態把握をする上で定期的に部（係）会議を行い、情報収集をするとともに職員会議や職員研修で全教員の共通理解を図る。
- ・学校教育相談の研修を計画的に実施し、段階的に教員のスキルアップを図る。

●学校教育相談体制が整備されている学校

学校教育相談活動に関わる点検・検証を定期的に行い、教員に周知する。

【取組事項】

- ・部（係）会議を定期的に行い、学校教育相談活動の点検と検証作業（PDCAサイクルの活用）を行う。
- ・児童生徒の実態調査を行い、学校の実態に応じた教育相談活動を企画し実施する。
- ・学年別事例検討会を定期的に行い実施するなどして、気軽に研修する場をつくるとともに、効果的な支援を行うことができているかの検証を行う。
- ・小中高等学校や各関係機関及び地域との連携を図りながら、様々なりソース（援助資源）を有効に活用した多様な支援を探る。
- ・コーディネーターとしての力量やマネジメント力を身に付けるため、積極的に研修会等に参加する。
- ・年度末に学校教育相談に関する活動総括を行い、次年度に向けて成果と課題を確認する。

(3) ケース会議について

不登校対応におけるケース会議の実施は、情報や支援の方向性の共有という点で組織的な取組の第一歩と考える。現状として、小、中学校ではケース会議や事例研修会を実施しているが効果的なケース会議になっていないことが多い。また、高校では全日制へのSCやSSWの配置がないこともありケース会議そのものがあまり浸透していない状況である。学校現場で行われるケース会議の問題点は、以下のように整理される。

- ① チームでの体制づくりが遅れ、早期対応ができず、タイミングを逸した会議になっていること
- ② 支援に必要なメンバーが集まっていないこと、または、不必要な人も参加して機動性が失われてしまうこと
- ③ ケースについての情報収集が十分ではなく、適切なアセスメントができないこと
- ④ 個別のケースのアセスメントに基づかない、これまでの教員の経験則だけに依拠した手立てになってしまうこと
- ⑤ アセスメントの統一が不十分なままで、様々な手立てが乱立してチームとしての意思統一ができなくなる
- ⑥ 外部の専門家の意見を全く無視したり、逆に尊重しすぎたりして、適切なプランニングができないこと
- ⑦ 継続的な支援をしていくなかでも、ケース会議が単発に終わっていて、支援者の変化に伴い、支援の方法が柔軟に変えていけないこと

相談センターでは、訪問研修や放課後セッションなどを通して、これらの何が課題なのかを明確にし、有効なケース会議の運営を提案してきた。ケース会議の質を高めるためには、ファシリテーション役、参加者ともに経験を積み重ねることが必要である。放課後セッションは平成29年度68人に対し、平成30年度は90人と参加者が増えている。児童生徒がかかえる背景が多様化、複雑化し、学校が苦慮している様子が伺える。また、事例の内容は個別支援の困りごとだけでなく学級や学校の教育相談体制に関わる内容が増えてきている。訪問研修で関わった学校関係者や放課後セッションの参加者からは、「何が課題かわかっていなかったがケース会議の精度があがった」「SCやSSWが何ができて何ができないのかを理

解でき協働に効果を感じた」「ケース会議で共通理解を図ることの重要性が理解できた」などの評価を得ている。

(4) 学校ができる事例別対応例

SCやSSWの視点を取り入れ、学校サポートチームが介入した事案等を整理した。介入の主訴としては不登校が多く、不登校の要因に応じて、学校の対応の具体例をまとめた。今後も対応事例について実績を積み、整理し提案していきたい。

① 教員との関係で登校できなくなった児童生徒への対応

【対応方法】教員にとっては何でもない言動が、脅威や威圧に感じてしまう児童生徒がいることを心得て、日常的な点検をしなければならない。

- ・児童生徒が担任の対応について、威圧感を感じたり不安に思ったりしていないか確認する。
- ・担任に限らずキーパーソンとなる教員を中心に、児童生徒との信頼関係を築くための働きかけをする。
- ・教員が無理のないペースで、定期的に曜日や時間を決めて家庭訪問(本人に会えない場合は、来たことが分かるようなメッセージを残すなど)をし、継続する。

② 友人との関係で登校できなくなった児童生徒への対応

【対応方法】友人とのトラブルをきっかけに、学校内で自分を支えてくれる人がいなくなったと感じることが大きなストレスになって児童生徒に影響を与える。

- ・友人とのトラブルで傷ついた本人の心に寄り添い、辛い気持ちを言語化して語らせる。
- ・初期段階では、担任が学級の児童生徒の友人関係を把握しておき、本人と学級をつなぐ仲間との関係づくりを大切にする。
- ・本人をSCや外部の相談機関へとつなげて、専門家によるカウンセリングを通して二者による関係づくりを進めてもらう。
- ・本人の意向を尊重しながら、トラブルを解決するための方策を共に考える。

③ 学業上の不適応による児童生徒への対応

【対応方法】小林正幸(2004)は、学業上の不適応を「学業適応が全般に悪く、学校での授業場面が苦痛な場合」と、「客観的に適応しているように見えながら、成績を気にするなどのことから、自分の到達目標に達することができないために、不適応感を抱く場合」の2つに分けている。いずれの場合も、人格の尊重を第一にした支援を行うことが大切である。

〈学業適応が全般に悪いことから起こる不適応の場合〉

- ・担任を中心に教科担任や他の教員も協力して、放課後等に学力補充を行う。その際、本人が「残されている」という劣等感をもたないように配慮する。
- ・個別の学習ノートを作り、課題を与えるなどして定期的、継続的に見ていく。

〈自分の到達目標に達しないことから起こる不適応の場合〉

- ・本人の性格や学校生活での良い面を評価し、自身の長所に気付かせるとともに成績のこだわりを和らげる。
- ・本人の興味・関心のあるものに話題を向け、その内容を共感することから始め、本人との信頼関係を築く。また、本人が自分を肯定的に受け止め自信がもてるように関わり続ける。

④ 優等生の息切れ型の不登校児童生徒への対応

【対応方法】「現代では、仲間評価が学校生活では重要になり、一方で相対的に各家庭が持つ価値観が大きな意味をもつようになる。そのため『学校の仲間からどう思われるか』『保護者からどう思われるか』の双方を気にする子どもが多くなるのである。」と、小林正幸(2004)は述べている。対応としては不登校児童生徒に絶えず関わり続けることが必要である。

- ・保護者にも働きかけ、家庭や学校生活の中で、本人がしたいことができるよう、ある程度自由に過

ごせる時間と場所を与える。

- ・担任が関わり、自身の子どもの頃の話や自らの経験に基づき人としての生き方・価値観などについて、可能な限り話す機会をつくり本人が視野を広げるように働きかける。
- ⑤ 反社会型の不登校児童生徒への対応
- 【対応方法】小林正幸(2004)は、「非行という行動を規制し、叱責し続けるだけでは、問題の質が変化するだけで、かえって悪化しやすい。」「本人への対応の基本は、拒否せず、あきらめず、信じることである。」と述べる。対応としては積極的に関わり続けることである。
- ・家庭や学校が、本人の居場所となるように関わり続ける。また、保護する必要がある場合においては、厳しい姿勢で臨み保護するとともに、本人が守られていることを実感させる。
 - ・担任及び関係教員が連携・協力し、本人へ粘り強い指導と支援に当たる。その際、指導内容がぶれずに支援の方向性が合致するよう情報を共有し、関わり続ける。
 - ・保護者が疲弊している場合は、担任批判をしたり学校に責任転嫁をしたりすることもある。まずは、保護者の思いをしっかりと受け止めるとともに保護者の苦労を労いながら、保護者とともに考えていく姿勢に徹する。
- ⑥ 愛着課題があり母子分離ができていない不登校児童生徒への対応
- 【対応方法】母子関係が密着しており母親から離れると不安になるため、登校できない状態に陥ってしまう。そこで、母親と離れても大丈夫だという安心感を少しずつ与えていく必要がある。
- ・アセスメント(見立て)を行い、児童生徒の心の状態を学校全体で共通理解しておく。
 - ・母子登校ができるように学校と家庭との協力を図る。
 - ・児童生徒や保護者には、SCや外部相談機関の専門家によるカウンセリングを働きかける。
 - ・長期目標の設定とその達成のために、本人の状態に応じた短期目標(例：放課後に母子登校をして担任と話をする→学校行事に母子で参加する→母子登校をして午前のみ授業に参加し下校するなど)を設定して、スモールステップで支援のプランニング(手立て)を行う。
- ⑦ 発達障害等を正しく理解されないために生じた二次障害による不登校児童生徒への対応
- 【対応方法】発達障害のある児童生徒に適切な対応をしなかったことにより、二次的な問題として不登校や非行など、学校不適応に陥るケースである。何よりも、教員や保護者の発達障害に対する正しい理解と適切な対応が求められる。
- ・全ての教員が、発達障害に関する理解を深め、統一した対応を行う。
 - ・教員を始めとする保護者や周りの大人が、児童生徒たちに正しい理解を促す。
 - ・専門家である医師の診断や医療機関との連携を図るとともに、校内外のチーム支援を行う。
 - ・特別支援教育センターとの連携を図りながら、ケース会議等で本人への適切な支援の在り方について検討し共通理解を図る。
 - ・保護者の理解を得るとともに本人の気持ちを大事にしながら、可能であれば必要に応じた抽出による個別学習を行うなどの支援体制を整える。
- (5) SC、SSWと協働したチーム支援事例の振り返り

<経過>

A校より、SSWの派遣依頼がある。依頼があった時点では2週間程度の連続欠席だった(以後、不登校にいたる)が、保護者や本人との連絡がとりにくく学校がアプローチに苦慮していたためである。当センター所員とSSW、学校関係者(教育相談担当、担任)でケース会議を行った。学校からはSSWの介入のみの要望であったが、SSWによる保護者へのアプローチと同時に、本人サポートのためにSCの介入も必要であると判断した。

介入当初は学校での面談を予定したが、保護者の勤務の事情や、本人の学校への強い拒否感があったため、センターでの親子面談に方針を切り替える。親子関係が膠着状態にあったため当初は本人の

来所につながらなかった。SSWが保護者面談を根気強く続け、徐々に保護者の子への関わり方に好転的な変容が感じられるようになった。4回目の面談で本人が来所し、SCとSSWによる親子分離面談が始まった。

SCとの面談において本人は雄弁に語ったが、乖離のような状態も感じられた。2回目以降の本人面談では、当初は本人の保護者への反発が強かったが寄り添ってもらえていると感じられるようになったため、本人の内省がはじまった。

3回目の本人面談で、学校と連携して今後について検討していくことの下承が得られたため、再びケース会議を行い、進め方について学校関係者（教育相談担当、担任、学年主任）と共通理解および役割分担を確認した。4回目は、センターにおいて、担任、本人、保護者、SC、コーディネーターとして当センター所員が参加して面談を行い、現状について確認をした。

しかし、直後の5回目以降から本人が来所しなくなり、約2ヶ月は保護者のみの面談がつづく。当初は本人の状態が後退したようにみえたが、1ヶ月すぎぐらいから体操服での放課後登校が断続的につづくようになる。本人のSC面談は中断していたが、必要に応じてSSWの保護者面談にSCも同席し、関わり方について保護者支援を継続した。

約2ヶ月後、中断していた間に自分なりに整理したり決断したことをSCに報告するために、突如本人が来所する。本人の意向を受け、今後について本人の意思を担任に伝えるために、学校での本人面談の場にSCが同席することになる。このときには制服で登校した。その後は、学期末の学年行事に制服で参加することができた。長期休業後には限定的だが授業にも出席できるようになる。今後については、SCの学校での本人面談支援の継続、SSWによるセンターでの保護者面談の継続という形で支援を継続していく予定である。

<考察>

本事案は、教育相談担当からの要請であった。担当者は教育相談の経験年数が長く、カウンセラーの資格を有し、相談担当者としてかなり力量がある。最初のケース会議の時点で、欠席の背景として家庭要因が強いという見立ても的確であった。しかし、本人の状態は担任や相談担当者による学校介入で十分と考えていたが、専門家の見立てがはいったことで、心理危機レベルであるということで共通理解できた。

早い段階で好転の兆しが見られた要因としては、連続欠席の初期段階でサポートチームを要請した教育相談担当の的確な判断があったこと、また、学校とサポートチームの役割分担と連携が明確だったこと、段階に応じた方針転換が円滑に行われたことが要因として考えられる。活動時間に制約があるSCやSSWが効果的に活動できるために、学校側、サポートチーム側双方のコーディネートが円滑に機能し協働できた事案であったといえる。

相談担当者へのインタビューの中で、「問題解決の鍵となる保護者との関わりが重要だが、学校ではアプローチが難しい家庭も多いので専門家との連携は大変効果的であった」という振り返りがあり、SCやSSWの介入の重要性や有効性が示唆されたと考えることができる。また、「障害者差別解消法の「合理的配慮」にもとづく個別支援や教育機会均等法の理念から実施されている「通級」指導に対する一般の教員の意識改革や共通理解がすすまない」という課題もあげられた。このことは、研究3年目に予定している教職員等の研修システムの構築につながる示唆であるといえる。

2 相談センターの緊急支援について

(1) 福井県の現状

現在、福井県の小中学校では、学校で緊急案件が発生した場合、市町教育委員会に報告し、市町教育委員会が県義務教育課に報告することになっている。県義務教育課はその報告を受け、県教育相談センターに連絡する。その連絡を受けた県教育相談センターは学校長と連絡をとり、校長からの依頼を受け、学校を支援するために学校サポートチームを派遣する。昨年度の事案によると、事案発生後、

3日後の連絡・派遣となった。しかし、緊急支援チームの役割は、事案発生後、すぐに学校に駆けつけ専門性を活かしながら学校現場に助言することであり、初期対応が上手くいくかどうか、二次的被害を防止する大きな鍵となる。そこで、今年度は、「迅速・効率的」をキーワードに、「(1)生命にかかわる事件、事件により学校が危機的な状況にある場合」の緊急支援マニュアルの作成に着手し、今年度はサポートチームの支援の方針と具体的な支援の観点を整理した。

(2) 緊急支援チームの基本方針

- ① 学校の正常化(機能回復)のために必要な心理的な支援や支援プランの策定をし、二次被害の防止を図ることを目的とする。
- ② 学校は必要な緊急支援要請を行い、初期対応の体制を整える。
- ③ 心理の専門家を含む緊急支援チームに、教職員等が心理教育を受けることで、教職員が落ち着いて児童生徒へ対応できるようにする。
- ④ 二次被害を防止するため、関係児童生徒の、身体的・精神的苦痛に十分配慮する。
- ⑤ 家庭や教育委員会、警察等と綿密な連携を図る。
- ⑥ 教育相談センターの役割は、学校からの依頼による緊急対応の助言をすること

(3) サポートチームの緊急支援ためのチェックシートの作成

県相談センターでは、専門職が協働し、緊急時に備えて、「緊急支援受付シート」や「対応状況確認シート」、「対応計画シート」、「サポートチーム活動シート」など(図1)を作成した。電話連絡から情報を集約し、緊急支援チームの派遣ができるように、また、派遣された職員の業務が効率的に行えるように話し合いを繰り返した。緊急支援要請は、いつ何時あるかわからない。特に休日や夜間、勤務日以外のSCやSSWにどのように連絡し、先遣チームに入るかが課題となった。

■事件が起きたときの流れ■

1 緊急支援が必要な案件であるかを判断する(義務教育課・高校教育課・私立学校長)

①次に当てはまれば、直ちに要請する。

- A 児童生徒の自殺
- B 学校の管理責任下で生じた事件・事故による児童生徒の死傷
- C 学校の管理責任外で生じた事故による児童生徒の死傷
- D 自然災害による大きな被害
- E 地域での痛ましい事件の発生
- F 児童生徒による殺傷事件の発生
- G 教師の不祥事の発覚
- H 教師の突然死

②次の項には要請を検討するか、要否を相談センターに問い合わせる。

- A ①には該当しないが、教職員が対応に困難を極めている
- B ①には該当しないが、児童生徒の混乱が顕著に認められる
- C ①には該当しないが、学校コミュニティの混乱が顕著である

2 緊急支援の要請(学校長)

①学校長は教育委員会に派遣要請を伝える

②教育委員会は校長の派遣要請を妨げることはできない

3 緊急支援要請を受け、相談課長に報告(センター職員)

①電話の連絡を受けて職員は、緊急支援要請受付シートに記載し、報告する

4 先遣支援チームおよびセンター内サポート体制の編成(相談課長)

①先遣支援チームを編成する

②教育相談センターより3名を派遣し、緊急対応の助言を行う。

課長の指示でメンバーは選出される

リーダー-課長・教員1名 心理福祉職2名(SC1名、SSW1名)

※自殺の場合は遺族対応としてSSWを含めたい。

③センター内にチーム支援ユニットを中心にサポートチームを編成する

5 先遣支援チームの派遣(先遣支援チーム)

①先遣支援チームは必要な資料を準備し、当該校を訪問する

6 支援チームのサポート(サポートチーム)

①サポートチームは派遣チーム員の、当日の来談予約の扱いを決め必要な連絡をする

②サポートチームは当面、3日間の勤務体制を検討する

③必要に応じて支援チーム員の補充を検討する

7 情報収集・支援活動(先遣支援チーム)

①危機対応体制確認シートに記入し、学校の対応体制を確認し助言する

②情報をその信頼性を考慮しながら整理し、支援が必要となる項目を洗い出す

③解決に向けての具体的な対応を計画し、支援チームの役割を明確にする

④追加派遣の要否を検討する

8 状況報告(先遣支援チーム)

①支援状況をサポートチームに報告する

②追加派遣が必要であれば、サポートチームに要請する

9 追加派遣の必要性の判断(相談課長)

①先遣支援チームの要請を受け、追加派遣の要否を判断する

②必要と判断すれば、追加要員を派遣する

10 支援活動の継続・追加派遣(支援チーム)

①必要に応じて、追加派遣を加えて支援チームを構成する

②対応計画に基づいて、支援を行う

11 緊急支援の終了・継続支援の要否の判断(支援チーム)

①概ね3日で緊急支援を終了する

②緊急支援を終えたら、継続支援の要否を判断する

③緊急支援の終了と継続支援の要否をサポートチームに報告する

■学校にて■

<支援要請直後>

□学校職員、市町教育委員会職員、教育相談センター職員にて話し合い。主体で動くのは学校、教育委員会であり、その二つで意思決定を行う。教育相談センターはあくまで助言的立場であることを伝える(主体者が言いなりにならず物事を決定することを確認)

□文科省の「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」を参考にするように伝える。具体的な動き方は、「学校における緊急支援体制の確立～心的ケアの観点から～埼玉県立総合教育センター」のものを参考にするとよい。

□配布物については、「学校コミュニティへの緊急支援の手引き 福岡県臨床心理士会」と「学校における緊急支援体制の確立～心的ケアの観点から～埼玉県立総合教育センター」のものを参考にするとよい。

□初期目標は、「・遺族の気持ちに寄り添う、・心のケア、・学校の日常活動の回復、・自殺の連鎖(後遺・助止)」であることを確認

□記録を時系列で取るように声かけし、記録係を決める

□事件状況を確認、警察からも情報をもらう

□この件について主体で関わる職員の役割分担を行う

- 保護者担当 (先生) …保護者会の開催やPTA役員との連携を担当
- 個別担当 (先生) …遺族など個別の窓口になる
- 報道担当 (先生) …報道への窓口になる
- 学校安全担当 (先生) …校長や教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携
- 庶務担当 (先生) …事務を統括(事務長など)
- 情報担当 (先生) …情報集約
- 総務担当 (先生) …学校再開を統括
- 学年担当 (先生) …各学年を統括(学年主任)
- ケア担当 (先生) …ケアを統括(養護教諭、教育相談担当者)

□遺族に会いに行く職員を決める

<遺族に対して行うこと>

□遺族にお悔やみの言葉を述べる、遺族の気持ちに寄り添う

□通夜、葬儀について学校や、生徒が出席しても良いか確認する

□生徒にどのように死亡のことを伝えればよいか尋ねる

□生徒に配布する文面の出来たら、遺族に見せてから配布する

□情報を収集する

□教職員全員に対象児童の様子についての聞き取り

□指導記録を確認

□本課の物品を一つの場所集める(なくなっているものはないか?)など

□全校集会を行うか決める

□話す内容について検討する

□クラスで事件についてどのように説明するか決定する

□心のケアについての配布物の準備を行う

□保護者会を行うか決定する

□行う場合は、どのような事実を伝えるのか検討する

□SCに心のケアについて説明してもらおう、保護者からの相談も受け付ける

□保護者での配布物(心のケア)を準備

□記者会見を行うか決定する(2社以上の取材申し出があった場合は開催する)

□公表できる内容を整理

□心のケアを行う

□心のケア用のアンケートの配布

□全員面談をSC、養護教諭、他他職教諭にて割り振る

□全員面談で注意が必要な児童については個別面談を設定する

□登校の見守り体制を整える

図1 緊急支援のためのチェックシート(一部)

(4) 保護者対応について

学校関係者であれば、利害関係で動くと思われがちなので、相談センターのSCは中立の立場で対応できると捉えられ、保護者がクールダウンしやすくなる。また、その後、経験豊富なSSWにつなげれば、福祉的な面からも保護者のサポートができる。

V 研究のまとめ

学校教育相談の「チーム支援」とは、「教育相談を「チーム支援」でやる意義を実感するためにめざすもの」である。そのことを実感するために、今年度は「学校サポートチーム」が関わった事案を通して、学校のチーム支援体制、教員の教育相談力の実態などを踏まえ、各学校の教育相談活動のステージに応じた取組と事例別個別支援の対応を整理し、それに基づいた的確な提案をし、学校のチーム化の構築をすすめてきた。教育相談担当者のインタビューでは、「ケース会議でアセスメント（見立て）の視点が多様になり有効な支援につながった」「SCやSSWと協働することで的確な支援につながった」「自校の実態に応じた学校教育相談体制を構築できた」などの評価を得ている。

一方、課題としては、現状の学校の教育相談は安定した体制の維持ができていく点がある。質の高い教育相談体制を継続的に維持していくには、教員一人一人が教育相談の基本的スキルや知識の力量が向上することで、学校や児童生徒の実態に応じた教育相談活動の実践につながるといえる。そのためにSCやSSWと協働することは学校現場にいながらにして力量が形成したり向上できる有効な機会ともなりえる。その他の課題として、体制として教員間での共通理解がなかなか得られないという面もある。合意を形成し、適切な学校教育相談活動を行うためには、学校全体を見渡して相談活動ができるコーディネーターの任命が必要である。そして、任命されたコーディネーターは、自らの役割を自覚し、学校教育相談の核となり、年間計画に基づいた活動や後継者の育成をも視野に入れたマネジメント力が要求される。教育総合研究所教育相談センターは、コーディネーターの資質と能力を備えた人材の育成に努め、学校間や校種間の連携を目的としたコーディネーター連絡会の開催など、各学校の教育相談活動の継続したフォローアップが必要である。それらを踏まえ「チーム支援」を定着させるためには、学校からのアプローチだけでは大きな変容にはつながらないので、外部の専門家からの働きかけによって課題の焦点化を図っていくために、学校サポートチームの活動をより継続、充実させていく意義があると考えられる。

また、教育相談センターだけではなく、教育相談を「チーム学校」化するスキルをもった外部の専門家をさらに養成する必要がある。3年目の研究では、県教育委員会と連携しながら、SC、SSWの研修システムの構築や適応指導教室の「教育支援センター」化を推進し地域の不登校対策の中核となることに寄与していきたい。適応指導教室の「教育支援センター」化はすでに試行を始めているモデルケースをもとに、どのような形がよいかについて今後検討していきたい。また、市町教育委員会、適応指導教室、福祉・警察・就労などの相談機関を含めた「チーム学校」のネットワークの拡大についても検討を重ねていきたい。

《参考文献》

- 文部科学省(2011)『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』
- 教育相談等に関する調査研究協力者会議(2017)『児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～ (報告)』
- 埼玉県立総合教育センター(2008)『学校における緊急支援体制の確立～心的ケアの観点から～』
- 次世代の学校指導體制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース(2016)『学校現場における業務の適正化に向けて』
- 福岡県臨床心理士会(2005)『学校コミュニティへの緊急支援の手引き』